

日本ボーイスカウト静岡県連盟 浜松地区訓練チーム規定

(名称)

第1条 本チームは日本ボーイスカウト静岡県連盟浜松地区訓練チームと称する
(以下、地区訓練チーム、地区トレーニングチーム及び地区TTとも称する)

(目的)

第2条 地区訓練チームは、メンバーが自己研修に励み、品性の向上と知識及び技能を相互に高めることを目的とする。

(統括者)

第3条 地区訓練チームは、地区コミッショナーが統括する。

(任務)

第4条 地区訓練チームは、目的達成のために適時研修会を開催し、業務を円滑に処理するとともに、地区訓練チーム内で必要な情報の伝達を行う。
2 地区訓練チームは、地区主催の各種定形外訓練の開設、運営に際し、その実務を担当する。

(業務)

第5条 地区訓練チームは、次の業務を行う。
① メンバー全員参加による研修会の定期的開催
② スカウティングに関する情報の収集と提供及び必要なマニュアル、資料の作成
③ 地区で主催する各種定形外訓練の開設、運営の実務
④ 静岡県連盟主催の各種訓練機関への協力
⑤ 県トレーニングチームが委嘱する業務

(構成員)

第6条 訓練チームは、チーフ1名、副チーフ1名、事務担当1名及びメンバーにより構成する。

(任期)

第7条 構成員の任期は、4月1日より翌3月31日までの一年とする。但し再認を妨げない。

(チーフ)

第8条 チーフは地区コミッショナーがメンバーである地区副コミッショナーから選任する。
2 チーフが、任期途中で地区副コミッショナーの人を溶かれた場合は、地区コミッショナーが後任チーフを選出する。任期は、残余の期間とする。
3 チーフは、地区訓練チームを主宰する。

(副チーフ)

第9条 副チーフは、チーフがメンバーの中から指名する。

- 2 副チーフが、任期途中でメンバーの任を解かれた場合は、チーフが後任副チーフを指名する。
- 3 副チーフは、チーフと協力し、業務を円滑に遂行する。
- 4 副チーフが、チーフに事故ある時はその任を代行する。

(事務担当)

第10条 事務担当は、チーフがメンバーの中から指名する。

- 2 副チーフが、任期途中でメンバーの任を解かれた場合は、チーフが後任事務担当を指名する。
- 3 事務担当は、地区訓練チームの全般事務（会計を含む）を担当する。

(メンバー)

第11条 メンバーは、次の各号のいずれかに該当するモノの中から地区コミッショナー及びチーフ並びに指導者養成委員長が合議し選任する。

- ① 県連盟主催トレーニングチーム・メンバー養成研修会を修了した者
(研修会未修了者は、その努力をし、地区委員長及び地区コミッショナーが認めた者)
- ② 地区コミッショナー及び地区

(メンバーの継続)

第12条 メンバーの継続は、次の各号を満たしていることを要する。

- ① 地区訓練チーム研修会に積極的に参加していること。
- ② 地区または県連盟主催の各種訓練に積極的に参加していること。
- ③ 心身ともに健康であり、自ら継続を希望する者。

(メンバーの資格喪失)

第13条 第12条定める要件を2年間に亘り満たさない者は、自動的にメンバーの資格を喪失する。

(報告)

第14条 地区訓練チームは、人事及び年間計画を地区委員会に報告し、承認を受ける。

(経費)

第15条 地区訓練チームに関わる経費は、浜松地区委員会が負担する。

(附則)

第16条 この規定は、平成10年9月21日より施行する。

平成25年4月23日改定

改訂記録（印刷不要）

2013/4/23	指導者養成委員会が無くなったため、メンバーの合議対象から除く	2013/4/1 地区委員長 西村